

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（案）に関する
意見募集」について（国土交通省が実施）

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（社会保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を上げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と業者間における公平で健全な競争環境の構築を図る必要から、建設業法施行規則が改正されました。

これにより、建設業における社会保険未加入問題への対策のうち「建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加（規則第4条及び様式（新）第20号の3関係）」及び「施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加（規則第14条の2及び第14条の4関係）」が平成24年11月1日に施行されます。

これを踏まえ、国土交通省では、「社会保険加入に関する下請指導ガイドライン」（別添）を作成することとしており、平成24年5月25日に同ガイドラインに対する意見募集（国土交通省ホームページ：【申請・手続き】パブリックコメント（意見公募）→意見募集案内）を行っております。

このことに関し、全国建設業協会より、今後の対応・取り組みの参考とさせていただくべく、会員企業から意見を提出された場合、情報提供をお願いしたいとの依頼がまいっております。

つきましては、貴社においてご意見を提出された場合、ご面倒ながら、本会事務局へもFAX（095-826-2289）にてご報告下さるようお願い申し上げます。